

意見募集案件	NPO 法人の条例個別指定制度の導入について
担当	企画財政部行政推進課 電話 011-372-3311 内線 881
意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所行政推進課及び各出張所 団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館(本館)、 ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>企画財政部行政推進課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: gyou sui@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	市ホームページにて平成 26 年 11 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成 23 年 6 月に地方税法、特定非営利活動促進法が改正され、地方公共団体の条例で指定された NPO 法人(指定 NPO 法人)に一定の寄附を行うと、寄附者の個人住民税が減税される「条例個別指定制度」が導入されました。 本市では、公益活動団体と市とが対等なパートナーとして協力・協調する「協働」を進めています。NPO 法人は協働の重要なパートナーであり、また、寄附金は NPO 法人の財政基盤を強化するうえで重要な収入源となることから、市民が寄附しやすい環境を整え NPO 法人の活動の充実を目指すため、制度を導入します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 特定非営利活動促進法、地方税法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 指定 NPO 法人に一定の寄附を行うことで寄附者の個人住民税が減税されます。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 道及び石狩管内では、平成 23 年度に当別町、平成 25 年度に北海道、札幌市、江別市、平成 26 年度に石狩市で制度を導入済。</p>
対象となる政策等 の原案	別紙のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール 平成 26 年 12 月 平成 26 年第 4 回市議会定例会に指定の基準、手続等に関する条例を提案予定